

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会等の中止・延期に伴う更新許可事務の留意事項について

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の更新の許可を受けようとする者は、当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類を申請書に添付しなければならないと規定されている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 9 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 10 条の 4 第 2 項第 6 号（これらの規定を規則第 10 条の 12 第 2 項及び第 10 条の 16 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む））。都道府県又は政令市においては、当該書類をもって、申請者が申請した産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有するかどうかを審査することとなる。

（規則第 10 条第 2 号イ、第 10 条の 5 第 1 項第 1 号ロ（1）及び第 2 号ロ（1）、第 10 条の 13 第 1 項第 2 号イ並びに第 10 条の 17 第 1 項第 1 号ロ（1）及び第 2 号ロ（1）。）

国内においては、新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加を回避するため、大規模イベント等の開催の中止、延期又は規模縮小等の検討の要請がなされている中、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する講習会（以下「講習会等」という。）の一部も当面の間中止・延期となっている。この事態に鑑み、更新許可事務における留意事項を取りまとめたので連絡する。

記

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条は、申請が行政庁の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしているが、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項及び第 14 条の 4 第 3 項では、許可の更新に関し、行政庁が処分するまでの間は、従前の許可の有効期限の満了後も当該許可がなおその効力を有するとしているところである。

貴職におかれては、講習会等の中止・延期により受講ができない事態は、申請者の責めに帰すべきことではないことも踏まえ、申請書に講習会等の修了証が添付されないことのみ

をもって申請を受け付けなかったり、不許可処分を行ったりすることなく、法第 14 条第 3 項及び第 14 条の 4 第 3 項の規定を活用し、当面の間、申請者の産業廃棄物処理を認め、再開された講習会等の修了証をもって、申請者の知識及び技能を審査するといった柔軟な対応をとるよう願います。